災害発生時の初動体制マニュアル

雀宮地区防災会

平成 25 年 2 月制定

宇都宮市ホームページから

万一の災害に備えて（非常持出品）

一時持出品(避難するとき、まず最初に持ち出すもの)

- 貴重品
  現金、預貯金通帳、印鑑、免許証、権利証書、健康保険証など。
- 非常食品
  缶詰、栄養補助食品など調理せずにそのまま食べられる物、ドライフーズなど。ミネラルウオーター。水筒、プラスチックか紙製の皿やコップ、割りばし、缶切り、栓抜きなど。乳幼児・お年寄り、病人用に、缶詰やびん詰めの離乳食、粉ミルク、レトルトのおかゆなども必要に応じて用意する。
- 携帯ラジオ
  予備電池は多めに用意。
- 懐中電灯
  できれば１人に１個。予備電池も忘れずに。
- 応急医薬品
  ばんそうこう、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬、消毒薬など。
  持病のある人は常備薬も忘れない。
- その他の生活用品
  下着、上着、靴下などの衣類、軍手、タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、雨具、ライター、ビニール袋、生理用品、紙おむつなど。

二次持出品(災害復旧までの数日間(最低 3 日分)を自分の力で過ごせるように準備しておくもの)

- 飲料水
  飲料水は１人１日３リットルを目安に。缶入りやペットボトルのミネラルウオーターがよい。ペットボトルよりも缶入りの飲料水のほうが長持ちする。
- 非常食品
  缶詰やレトルトのおかず、栄養補助食品、アルファ米、レトルトのごはん、ドライフーズ、インスタント食品、梅干し、チョコレートやアメなどの菓子類、調味料など。
- 燃料
  卓上コンロ、携帯コンロ、固形燃料など。ガスボンベの予備も忘れずに。
- その他の生活用品
  生活用水（乳児の転落に注意して風呂や洗濯機に備蓄、寝る前にはやかんやポットにも水を入れておく）。
  毛布、寝袋、洗面用具、ポリタンク、なべ、やかん、バケツ、携帯トイレ、トイレットペーパー、使い捨てカイロ、ろうそく、さらし、ロープ、スコップ、バールなどの工具、ドライシャンプー、新聞紙（燃料、防寒用）、ビニールシート（敷物、雨よけ）、布製ガムテープ（荷物の整理、止血、ガラスの補修）、キッチン用ラップ（止血、汚れた皿にかぶせて使う）、ペットフード（ペットがいる場合）、自転車など。

○緊急時の連絡先

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL　（　　）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL　（　　）

雀宮地区防災会初動体制マニュアル

（地震対応編）

第１章　雀宮地区防災会（自主防災組織）初動マニュアルの目的

阪神淡路大震災・中越地震・東日本大震災の貴重な教訓を踏まえ、大型地震に迅速かつ的確に対応するため、雀宮地区防災会の「初動体制マニュアル」を定めるものとする。

一旦、大震災が発生すると、単なる一次災害にとどまらず、災害が災害を引き起こし、はかり知れない被害に発展する恐れがあります。このような災害を未然に防止し、被害を最小限にくい止めるためには、防災会の全役員、正副班長及び班員(以下「隊員」という。)をあげて的確、果敢に対処しなければなりません。その活動を担う一人ひとりの役割は極めて重要です。隊員は災害時の重要な役割を十分理解・認識し、大型地震が発生したときは、地区住民の期待に応えるため、この「初動マニュアル」にしたがって迅速に行動することとします。

第２章　初動体制の確立

災害から地区住民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、迅速な初動体制及び正確な情報収集が極めて重要となります。

このため、大地震に対する雀宮地区防災会配備体制は、震度階級による参集とし、次に定めるところにより迅速に行動することとします。

● 震度５弱・５強

① 宇都宮市内で震度５弱・強の揺れがあったときは、正副会長、班長及び連合会執行部（以下「執行部」という。）は自宅待機とする。ただし、やむをえない事情により不在となる場合には、その旨会長あて連絡する。なお、震度については、＜震度の判断基準＞によるものとする。

ただし、雀宮地区で地震による被害が発生した場合は、会長は雀宮地区市民センター(以下「市民センター」とう。)内に置く自主防災会の災害警戒本部へ参集する。会長不在等により参集不能のときは、会長が予め指名した順序によって副会長へ連絡し、代わりに当副会長が参集する。

なお、自主防災会の災害警戒本部を立ち上げた場合は、立上げ状況を市に報告することとする。

② 参集後、メディアなどにより震度情報、被害報告等の確認に努める。

③ 地区内に他に被害が発生しているときは、副会長に参集するよう指示する。

④ 会長は、被害状況に応じて、副会長に被害調査等の指示をするとともに、会長は状況に応じて班長及び執行部を招集し、必要な対策を行うよう命じるとともに、被害状況等必要な情報を宇都宮市役所(以下「市」という。)に報告する。

⑤ 情報班長は必要により、会長の指示に基づき、各自治会長に被害状況を求め

ることとし、各自治会長は調査の上、被害状況を情報班長に報告することとする。

⑥　参集した班長は状況に応じて副班長、班員を招集し、必用な対応等を行うこととする。

⑦　地区内で他に被害報告がないときは、随時解散とする。

● 震度６弱以上

①　宇都宮市内で震度６弱以上の揺れがあったときは、正副会長、班長及び執行部は、わが身及び家族の安全を確保し、直ちに市民センターに参集する。震度については、＜震度の判断基準＞によるものとする。

　自主防災会の災害対策本部を立ち上げた場合は、立上げ状況を市の災害対策本部に報告する。

②　副会長、班長及び執行部は、市民センターへの参集途上における被害状況等の把握に努め、参集後、速やかに会長に報告する。

③　会長（若しくは情報班長）は、参集した副会長、班長及び執行部から報告のあった被害状況等をとりまとめ、必要な情報を市災害対策本部に報告する。

　なお、情報班長は必要により、会長の指示に基づき、各自治会長に被害状況を求めることとし、各自治会長は調査の上、被害状況を情報班長に報告することとする。

④　避難誘導班は、被害を伴う余震の発生が予想される場合又は市から避難指示若しくは避難勧告が発令された場合は、会長の指示に基づいて、地区住民に対して避難の指示等必要な措置を行う。

⑤　被害が発生している場合には、各班長は状況に応じて副班長、班員を招集し、各班は被害状況に応じて必要な応急対策を行うとともに、被害状況及びその対応状況を会長に報告する。

　＜震度の判断基準＞

①　地震発生後に、テレビ、ラジオ等により気象庁から発表される近隣市町の震度により判断する。

②　テレビ、ラジオ等から情報が得られない場合は、気象庁震度階級による地震の揺れと被害想定により各自判断する。

③　電気や電話等の被災により情報を得ることが不能な場合は、震度５以上と判断する。

気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

階級	人　　間	屋内の状況	屋外の状況
4	・かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。 ・眠っている人のほとんどが目を覚ます。	・つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 ・座りの悪い置物が倒れることがある。	・電線が大きく揺れる。 ・歩いている人も揺れを感じる。 ・自転車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

5弱	・多くの人が、身の安全を図ろうとする。 ・一部の人は行動に支障を感じる。	・つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類や戸棚の本が落ちることがある。 ・座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	・窓ガラスが割れて落ちることがある。 ・電柱が揺れるのがわかる。 ・補強されていないブロック塀が、崩れることがある。 ・道路に被害が生じることがある。
5強	・非常な恐怖感を感じる。 ・多くの人が行動に支障を感じる。	・棚にある食器類、本棚の本の多くが落ちる。 ・テレビが台から落ちたり、タンスなど重い家具が倒れることがある。 ・変形によりドアが開かなくなることがある。 ・一部の戸がはずれる。	・補強されていないブロック塀の多くが崩れる。 ・据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 ・多くの墓石が倒れる。 ・自動車の運転が困難となり停止する車が多い。
6弱	・立っているのが困難になる。	・固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。 ・開かなくなるドアが多い。	・かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6強	・立っていることができなくて、はわないと動くことができない。	・固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。 ・戸がはずれて飛ぶことがある。	・多くの建物の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 ・補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	・揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	・ほとんどの家具が大きく移動又は転倒し、飛ぶものもある。	・ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 ・補強されているブロック塀も、破損するものがある。

第３章　隊員の心構えと行動基準

第１節　隊員としての心構え

災害時には、雀宮地区防災会は防災関係機関と一体となり、地区住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害応急対策活動を行うことになる。

いかなる場合でも隊員自身が混乱することなく、災害対策活動を円滑に行うためには、日頃からの心構えが大切である。

１　すべての隊員は､それぞれが重要な災害対策業務を分担することになっている。いつ災害が発生しても慌てないように、各自がどのような場合に、そのような体制のもとで、どのような行動をするべきなのかを十分認識しておくこと。

２　災害時に隊員自身に混乱を生じさせないためには、隊員相互のチームワークが極めて重要です。日頃から隊員間のネットワークを作成しておくこと。

３　災害対策は誰かがやってくれるものではなく、隊員一人ひとりの力の積み重ねが大きな力となって実現されるものである。各種の防災訓練も人まかせにせず積極的に参加し、防災資機材の取り扱い方法や応急救護等の知識を身につけておくこと。

４　いざ災害が発生したら、隊員は地区住民の先頭に立って活動しなければならない。いつでも安心して参集できるよう、常日頃から家具の転倒防止、非常持ち出し品の整備等、家庭での防災対策を実施しておくこと。

５　地区内の被害を少しでも減らすためには、地区住民全体の防災意識を高揚させることが重要である。隊員は、あらゆる方法、機会をとおして、自らの防災意識を高揚するとともに、地区住民の防災意識の普及と高揚に努めること。

第２節　隊員の行動基準

突発的な地震により大災害が発生した場合には、ふだんでは考えられないような混乱が生じるおそれがある。地区住民の混乱を抑え、適切な災害応急活動を円滑に行うため、隊員は、以下の行動基準を十分認識しておくこと。

１　自覚を持って行動する

地区住民の生命、身体及び財産を守るのは、隊員一人ひとりの働きかけにかかっています。隊員でも家庭でも、日頃から防災対策や災害対策に関心を持ち、自らが果たすべき責務の自覚を持つことが大切である。

２　迅速、的確に行動する。

災害応急活動は、時間との勝負であり、対応が早ければ早いほど大きな効果がでる。常に先手をとって迅速に、しかも的確に実施することが大切である。

３　積極的に行動する

災害時には、隊員の積極的な行動によって被害を減少させることができる。緊迫した状況で、いろいろな方法や手段について判断に迷うときは、より積極的な対策をとることが大切である。

４　責任ある行動をする

災害時に、自らの言動や行動によって地区住民に不安を与え、誤解を招き、市や防災関係機関の活動に支障をきたすようなことがあってはならない。流言飛語

の防止に努めるとともに、自らの言動や行動に責任を持つことが大切である。

5　親切な行動をする

相手の立場に立って親切に対処することは、平常の業務でも大切なことですが、特に災害時においては、平常時では考えられない特異な状況になることが予想される。被災者の立場を理解し、できる限り親切に行動することが大切である。

（風水害対応編）

＜風水害対応＞

風水害に対する初動配備体制は、以下のとおりとする。

● **大雨・暴風・土砂災害準備情報又は警戒情報若しくは警報が発令され被害発生が予想されたとき**

① 被害を伴う大雨、暴風、土砂災害が予想される場合に正副会長は市民センターへ参集する。

② 班長及び執行部は自宅待機とする。ただし、やむをえない事情により不在となる場合には、その旨会長あて連絡する。

③ 自主防災会の災害対策本部等を立ち上げた場合は、立上げ状況を市の災害対策本部等に報告する。

④ 被害を伴う大雨、暴風、土砂災害の発生が予想される場合又は市から避難指示若しくは避難勧告が発令された場合は、会長の指示に基づいて避難誘導班を招集し、連絡網にて地区住民に対して避難の指示等必要な措置を行う。

また、情報班長は必要により、会長の指示に基づき、各自治会長に被害状況を求めることとし、各自治会長は調査の上、被害状況を情報班長に報告することとする。

⑤ 被害の発生があった場合は、会長は各班の招集を指示し、必要な応急対策を行うとともに被害状況を市災害対策本部等に報告する。なお、関係班長は、状況に応じて副班長、班員を招集し、必用な対応等を行うこととする。ただし、応急対策については、わが身の安全が確保できる場合に限る。

⑥ 被害があった場合は、最終的な被害状況を市に報告する。

⑦ 警報等が解除されたとき、参集した人員は、会長の指示により解散する。

（参考１）

種別	拘束力	
避難準備情報	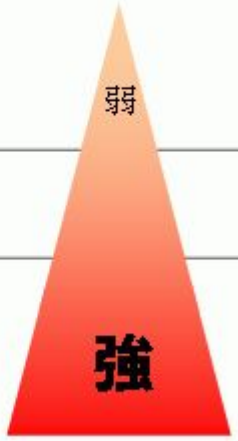	事態の推移によっては避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかけるものです。
避難勧告		居住者に立ち退きを勧め促すものです。（避難を強制するものではありません）
避難指示		被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなりますが、指示に従わなかった方に対して、直接強制までは行われません。

（参考２）　宇都宮市地域防災計画「第１節 災害対策本部設置計画」より

＜宇都宮市災害対策本部設置のフロー＞

注意体制

○ 震度4の地震が発生したとき
○ 震度3以下の地震が発生し，小規模な被害が発生するなど，危機管理課長が必要と認めるとき

警戒体制
（災害警戒本部）

○ 震度5弱強の地震が発生したとき
○ 東海地震警戒宣言の発令を了知したとき
（又は東海地震予知情報の発表）
○ 注意体制において相当の被害を把握し，危機管理監が必要と認めるとき

非常体制
（災害対策本部）

○ 震度6弱以上の地震が発生したとき
○ 警戒体制において相当の被害を把握し，市長が必要と認めるとき

（参考３）　１９００年以降の栃木県内の被害地震

年　月　日	被　害　概　要	震源地	宇都宮地方気象台での震度
1923. 9. 1	負傷者3名、家屋全壊16棟、半壊2棟	相模湾（関東大震災）	5
1924. 1. 15	詳細不明	丹沢付近	5
1931. 9. 21	屋根・壁等の崩落多数	埼玉県中部	5
1938. 5. 23	屋根瓦の落下、石垣の崩落等	福島県沖	4
1949. 12. 26	死者行方不明10、負傷163、住宅全半壊約3300、山崩れ等60	日光市（旧今市市付近）（今市地震）	４（今市5～6）
1981. 12. 22	棚から物が落ちる程度	那須塩原市（旧塩原町付近）	１（塩原4～5）
1996. 12. 21	負傷1、住宅一部破壊47棟、ブロック塀等9か所、いろは坂で落石	茨城県南部	４（日光、今市、益子5弱）
2000. 7. 21	一部で棚から物が落ちる程度	茨城県沖	３（市貝5弱）
2011. 3. 11	死者4、住宅全壊250棟以上、半壊2000棟以上等	三陸沖(東北地方太平洋沖地震)	5強（大田原、宇都宮、真岡、高根沢　6強）

災害に関する格言等

１　天災は忘れた頃にやってくる

天災はその恐ろしさを忘れたころにまた起こるものであるから、用心をおこたらないこと、油断は禁物であるという戒め。物理学者で文学者の寺田寅彦の言葉といわれる。

２　災害時３・３・３の法則

大規模災害発生から避難生活期に至るまでのプロセスにおいて、どのような支援力を必要とするかについて、「３・３・３の法則」（３０分・３時間・３日間）という考え方があります。

① 先ず、３０分間で近隣支援体制を整えます。よほどの高層マンションでなければ自立で避難できる人は３０分以内に家屋の外に出ることができると考え、一時集合場所などに集まった人で支援体制をつくります。

② 次に、３時間で最も危険な人の発見、救出をするよう努力します。致命的なダメージを受けた人でも３時間以内の救出であれば生存の可能性があり、優先順位を定めて救出活動を進めます。

③ そして、３日間で全ての住民の安否確認を完了させることが理想です。同時に安全な場所への避難も行います。平常時の要援護者台帳の整備保管が大切です。

３　津波てんでんこ

三陸地方で言い伝えられている言葉である。てんでんことは、てんでばらばらの意味。津波の際には親や兄弟にも構わずにとにかく逃げろ、そうすることで一家全滅を逃れることができる、という意味合いを持つ。そうでもしないと逃げ切れないという、津波から避難することの難しさを示している。